

# 規制基準を守りましょう

## 規制基準の遵守義務

工場や事業場からの騒音・振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の中で規制基準が定められています。  
事業者のみなさんは、このことをご理解のうえ、規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。

## 騒音に係る規制基準

単位：dB（デシベル）

時間・区域の区分	朝（午前6時～午前8時）	昼間	夜間
	夕（午後6時～午後9時）	（午前8時～午後6時）	（午後9時～翌日午前6時）
第1・2種低層住居専用地域	45 dB	50 dB	40 dB
第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	50 dB	55 dB	45 dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	60 dB	65 dB	55 dB
工業地域、工業専用地域など	65 dB	70 dB	60 dB
工業地域、工業専用地域などで学校・病院等の周辺など	60 dB	65 dB	55 dB

\*規制基準は原則として工場又は事業場の敷地境界線における値です。

## 振動に係る規制基準

単位：dB（デシベル）

時間・区域の区分	昼間	夜間
	（午前6時～午後9時）	（午後9時～翌日午前6時）
第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域など	60 dB	55 dB
近隣商業地域、商業地域、準工業地域など	65 dB	60 dB
工業地域及び工業専用地域など	既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び上記アの区域の境界線から15m以内の区域	60 dB
	その他の区域	65 dB

\*規制基準は原則として工場又は事業場の敷地境界線における値です。





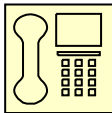

### ●改善勧告及び改善命令

規制基準が守られておらず、周辺の生活環境が損なわれる場合には、騒音・振動の防止について改善勧告、改善命令を受けます。

# 静かなまちづくりのために

－工場・事業場の騒音・振動について－

## 騒音のめやす

dB (デシベル)	状	態
120	飛行機のエンジン近く 	
110		自動車の警笛 
100	電車が通るときのガード下	
90	騒々しい工場内	カラオケ（店内） 
80	電車・地下鉄の車内 	
70		電話のベル 
60	掃除機 	
50	洗濯機 	
40	図書館・静かな住宅地の夜	

## 振動のめやす

dB (デシベル)	気象庁 震度階級	状	態
95～105	強 震 5	壁に割れ目が入り、煙突、石垣などが破損する。 恐怖を感じ、多くの人が身の安全を図ろうとする。	
85～95	中 震 4	家屋が揺れ、眠っている人は目を覚ます。 すわりの悪い花瓶などが倒れる。	
75～85	弱 震 3	戸、障子がガタガタと音をたて、電灯などのつり下げたものが、相当揺れる。	
65～75	軽 震 2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。 電灯などのつり下げたものが、わずかに揺れる。	
55～65	微 震 1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
55以下	無 震 0	多くの人は揺れを感じない。	

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市環境局 環境保全部 環境対策課 生活環境係

【TEL】(072)228-7474

【FAX】(072)228-7317